

大阪府意見交換会の概要

- 日時 平成27年11月11日(水) 14:30～16:30
場所 大阪府咲洲庁舎38階会議室(大阪市住之江区南港北1-14-16)
議事 (1)大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会での調査事項
(2)災害等廃棄物処理事業費補助金の災害査定について
(3)災害廃棄物処理を行う可能性のある施設
(4)その他
参加者数 18 団体(24 名)

意見の概要

■議事(2) 災害等廃棄物処理事業費補助金の災害査定について

- 平時のデータと比較して、発災後に増加した費用が補助対象となるのか。
災害廃棄物処理による施設の延長稼働分の費用は、算定根拠を示すことができれば補助対象となる。人件費については、災害廃棄物処理のための新規雇用分は補助対象である。
- 施設の工事、補修費、部品交換費等は補助対象となるのか。
災害廃棄物の処理のために平時以上に設備が消耗した場合には、そのことが証明できれば補助対象となる。なお、災害によって施設が破損した場合の補修には別の補助金が適用できる。
- 災害廃棄物処理では平時と異なる処理単価を委託先との間で決める必要があるのか
あらかじめ平時に、発災時の処理単価も決めておくことが望ましい。
- 処理困難物の要処理量が膨大で引受手が不足した場合にも、三者見積が必要か。
一社随契時の対応はケースバイケースだが、上記の場合は引受手がないことの証明が必要である。事業者引受を断られた際は、そのことを記した書面をいただければよい。

■議事(3) 災害廃棄物処理を行う可能性のある施設

- データベース作成後に活用するうえで、施設の開設、廃止、各市の条例改正等に伴う対象廃棄物の種類の変更等について、フォローを行う必要がある。
- 府県をまたいだ一部事務組合について、リストへの記載方法を留意願いたい。
- 複数の分類に属する施設が分類ごとに再掲されており、施設数が重複して数えられていることに対して違和感がある。
- データベースはどのように運用することを想定しているのか。データベース作成の方針は、運用方法によって変わる。
発災時に災害廃棄物の処理計画を立てる際、処理を行う最適な施設を探すために利用いただくことを想定している。そのために、処理能力、対象廃棄物の把握、地図上での施設への運搬ルート判断ができるようにしたいと考えている。